

特殊詐欺等の情報提供に関する協定書

福岡県庁信用組合（以下「甲」という。）、福岡県警察（以下「乙」という。）及び福岡財務支局（以下「丙」という。）は、預貯金口座を通じて行われる特殊詐欺等の深刻な情勢に鑑み、特殊詐欺等の被害防止及びその犯人の検挙に向け、連携した取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互の信頼と協力に基づき、特殊詐欺等の被害防止及びその犯人の検挙に向けた取組を行い、もって甲の顧客の資産の保護及び安心感の醸成を図ることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 この協定の運用は、甲、乙及び丙の相互理解に基づく取組を基本とし、特別な権限や義務を与えるものではない。

（用語の意義）

第3条 この協定書において「情報」とは、書面、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、次条に基づき甲が乙に開示した一切の情報をいうものとする。

（取組事項等）

第4条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 不審な資金移動等の取引検出に向けた取引精査の強化
- (2) 精査の結果、特殊詐欺等の被害のおそれが高いと判断した場合における、乙に対する顧客等情報の迅速な提供

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

2 乙は、第1条の目的を達成するため、以下に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 前項の取組に対し、必要な犯罪情勢に関する情報提供や助言などの支援
- (2) 情報に基づく被害の確認、被害拡大防止のための必要な指導及び検挙活動

3 丙は、必要に応じて第1条の目的に関する助言等を行う。

（秘密の保持）

第5条 乙は、情報を第1条の目的以外に利用してはならない。

2 乙は、情報の漏洩が生じたことを知ったときは、直ちに甲に報告するとともに、適切な措置を講じることとする。

(配意事項)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定を効果的に運用するため、常に相互の情報交換を行うための連絡体制を確立するものとする。

2 乙は、情報について捜査資料を作成するに当たっては、甲の業務に支障を及ぼすことのないよう配意するものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又は運用に関し疑義が生じたときは、その都度協議の上、これを解決するものとする。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の申立てがないときは、本協定の有効期間は、有効期間満了日より更に1年更新するものとし、以降についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成して甲、乙及び丙が署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年1月23日

甲 福岡県庁信用組合

代表理事

柴田 雄次

乙 福岡県警察本部

生活安全部長

警視正

鶴一孝

暴力団対策部長

警視正

多良木 伸一

丙 福岡財務支局

理財部長

加藤 光伸